

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

- (注) 1 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)にもとづき算出した。
- 2 今回の募集とは別に、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第9回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約およ

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

Vertical line on the left side of the page.

Vertical line in the middle of the page.

Vertical line on the right side of the page.

「所要損失吸収額」とは、各本社債の元金および各損失吸収証券（下記に定義する。）の元金（当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において免除等（下記に定義する。）がなされている支払義務に係る金額（当該免除等につき元金回復（下記に定義する。）がなされた支払義務に係る金額を除く。）または普通株転換（下記に定義する。）がなされた各損失吸収証券の元金の額を除く。以下本号において同じ。）の全部または一部の免除等または普通株転換により、当社の連結普通株式等Tier 1 比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額（以下「総所要損失吸収額」という。）（ただし、いずれE03606）

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

--

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(4) 本社債の劣後性に関するリスク

本社債には劣後特約が付されており、当社につき清算事由が発生し、かつ継続している場合には、本社債にもとづく元利金の支払は、当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権が、その全額につき弁済その他の方法で満足を受けたことを条件として、清算時支払可能額を限度として行われます。したがって、当社につき清算事由が発生し、かつ継続している場合、本社債の社債権者は、その投資元本の全部または一部の支払を受けられない可能性があります。

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていません。また、本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条にもとづき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(5) 規制および規制の変更に関するリスク

「バーゼル : より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」にもとづく自己資本比率規制

本邦の金融機関(銀行、ノンバンク、証券会社及び保険会社等を含みます。)の中には、資産内容の劣化及びその他の財務上の問題が引き続き存在している可能性があり、今後一層悪化する可能性やこれらの問題が新たに発生する可能性もあります。こうした本邦金融機関の財政的困難が継続、悪化又は発生すると、それらの金融機関の流動性及び支払能力に問題が生じるおそれもあり、以下の理由により当社グループに悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・問題の生じた金融機関が貸出先に対して財政支援を打ち切る又は減少させるかもしれません。その結果、当該貸出先の破綻や、当該貸出先に対して貸出をしている当社グループの不良債権の増加を招くかもしれません。
- ・経営破綻に陥った金融機関に対する支援に当社グループが参加を要請されるおそれがあります。
- ・当社グループは、一部の金融機関の株式を保有しております。

6. 為替リスク

当社グループの業務は為替レートの変動の影響を受けます。為替レートの変動により、三菱東京UFJ銀行の重要な子会社であるMUFG Americas Holdings Corporation(その銀行子会社であるMUFG Union Bank, N.A.を含め、以下、「MUAH」といいます。)及びBank of Ayudhya Public

10. 新興市場国に対するエクスポージャーに係るリスク

16. システムに関するリスク

(3) 繰延税金資産

バーゼル の適用開始に伴い改正された上記の告示においては、繰延税金資産は普通株式等Tier 1 資本の基礎項

